様式第2号(第8条関係)

出雲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通知書

第　　　　　　　号

 　 　　　　　　 　　　　年　　　月　　　日

 　　　　　　　　　様

　　　 出雲市長　　 　　　　　　 　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました出雲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の受講対象講座として、下記のとおり指定しましたので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①氏　名 | フリガナ | 生年月日 |  　　　年 　　月　　日 |
|  |
| ②住　所 | (〒　　　- 　 ）出雲市  |
| ③教育訓練施設の名称 |  |
| ④教育訓練講座の名称 |  |
| ⑤教育訓練の期間 | 　　　　年　　月　　日(受講開始日)～　　　　　年　　月　　日 |
| ⑥所要費用(予定） | 入学料 円、受講料　　　　　 円 合計額 　 円 |
| ⑦支給方法 |  |
| (備考） |
|  |

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注意）

１ 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）

２ 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の60パーセント相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、支給額は修学年数に

40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

３ 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

４ 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。

５ 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（６か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。